

京都市告示第 554号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成18年 3月30日

京都市長 榎本頼兼

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	所 在 地
吉田邸	京都市中京区新町通六角下る六角町 362 番地及び 363 番地
小島邸	京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町 384 番地
山中油店	京都市上京区下立売通智恵光院西入下丸屋町 508 番地及び 519 番地

(都市計画局都市景観部都市景観課)